

津市消防団員の任免に関する事務処理要綱

平成18年1月1日消防本部訓第22号

改正 平成18年4月27日消防本部訓第62号
平成22年3月31日消防本部訓第12号
平成24年2月27日消防本部訓第2号
平成30年3月30日消防本部訓第3号
令和元年12月10日消防本部訓第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市消防団の組織等に関する規則（平成18年津市規則第224号）の規定に基づき、津市消防団員（以下「団員」という。）の任免に関する事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(団員の任命)

第2条 新たに団員になろうとする者（以下「入団予定者」という。）は、津市消防団入団届（第1号様式）を所轄分団長（以下「分団長」という。）及び所轄方面団長（以下「方面団長」という）を経由して消防団長（以下「団長」という。）に提出するものとする。

2 団長は、入団予定者を団員とすることが適当であると認めるときは、消防団員任命承認申請書（第2号様式）を消防長を経由して市長に提出し、その承認を得るものとする。

3 団長は、市長の承認を得たときは、方面団長を経由して、人事異動通知書（第3号様式）及び消防団員手帳を本人に交付するものとする。

4 人事異動通知書の記載事項は、別表に定めるところによる。

(団員の昇任及び降任)

第3条 団長は、団員を昇任し、又は降任させるときは、消防団員昇任（降任）承認申請書（第4号様式）を発令日の20日前までに消防長を経由して市長に提出し、その承認を得るものとする。

2 団長は、市長の承認を得たときは、方面団長を経由して人事異動通知書を本人に交付するものとする。

(団員の解任)

第4条 団員は、退団しようとするときは、退団届（第5号様式）に消防団員

手帳を添え分団長及び方面団長を経由して団長に提出するものとする。

2 団長は、前項の退団届が提出されたときは、消防団員解任承認申請書（第6号様式）に団員手帳を添え、解任を発令する日の20日前までに消防長を経由して市長に提出し、その承認を得るものとする。

3 団長は、市長の承認を得たときは、方面団長を経由して人事異動通知書を本人に交付するものとする。

（団員の降任又は解任の特例）

第5条 団長は、団員を分限処分又は懲戒処分により降任し、又は解任するときは、降任又は解任の理由となる事案発生後、速やかに第3条又は前条に定める手続をするものとする。

（団員の死亡）

第6条 団員が死亡したときは、分団長以上の階級を有する者が速やかに消防団員死亡届（第7号様式）を方面団長を経由して団長に提出するものとする。

2 団長は、前項の消防団員死亡届が提出されたときは、速やかに消防団員解任承認申請書を消防長を経由して市長に提出し、その承認を得るものとする。

（方面団長、方面副団長及び分団長の再任）

第7条 団長は、任期満了に伴う方面団長、方面副団長及び分団長を再任せるとときは、消防団員再任承認申請書（第8号様式）を任期が満了する日の20日前までに、消防長を経由して市長に提出し、その承認を得るものとする。

2 団長は、市長の承認を得たときは、人事異動通知書を本人に交付するものとする。ただし、方面副団長及び分団長は、方面団長を経由して人事異動通知書を本人に交付するものとする。

（団長及び本部副団長の推薦）

第8条 方面団長は、団長の任期が満了する場合にあっては任期が満了する日の30日前までに、任期満了前に団長が退任した場合にあっては速やかに消防団長推薦書（第9号様式）を消防長を経由して市長に提出するものとする。

2 方面団長は、本部副団長の任期が満了する場合又は任期満了前に本部副団長が退任した場合において、本部副団長を推薦しようとするときは、本部副団長推薦書（第9号様式の2）を団長に提出するものとする。

（任免発令日）

第9条 団員の任免発令日は、原則として毎年4月1日とする。

（氏名及び住所等の変更）

第10条 団員は、氏名、住所、勤務先等が変更になった場合は、速やかに消

防団員氏名・住所等変更届出書（第10号様式）を分団長及び方面団長を経由して団長に提出するものとする。

附 則
(施行期日)

- 1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓の施行前に合併前の津市消防団員の任免に関する事務処理要綱（昭和60年津市消防本部訓第7号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた手續その他の行為とみなす。

附 則（平成18年4月27日消防本部訓第62号）

この訓は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日消防本部訓第12号）

この訓は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月27日消防本部訓第2号）
(施行期日)

- 1 この訓は、平成24年3月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の津市消防団の任免に関する事務処理要綱（以下「改正後の要綱」という。）第6条の規定は、この訓の施行の日（以下「施行日」という。）以後に死亡した消防団員について適用し、施行日前に死亡した消防団員については、なお従前の例による。
- 3 改正後の要綱第7条の規定は、施行日以後に任期が満了する消防団員について適用し、施行日前に任期が満了した消防団員については、なお従前の例による。
- 4 改正後の要綱第10条の規定は、施行日以後に氏名、住所、勤務先等が変更になった消防団員について適用し、施行日以前に変更になった消防団員については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日消防本部訓第3号）

この訓は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月10日消防本部訓第3号）

この訓は、令和元年12月14日から施行する。

別表（第2条関係）

人事異動通知書記載事項

発令事項		発令形式
採用	現に団員でない者を団員に任命することをいう。	津市消防団〇〇方面団〇〇分団団員（機能別団員）に任命する
昇任	現に有する職より上位の職を命ずることをいう。 (分団長以上の職を命ずるときは任期を記載する。)	津市消防団〇〇方面団〇〇分団（方面団本部）〇〇に任命する (任期は〇年〇月〇日までとする)
再任	現に有する職の再任を命ずることをいう。	津市消防団〇〇方面団〇〇分団（方面団本部）〇〇に任命する 任期は〇年〇月〇日までとする
退団	辞職	団員の意思に基づいて職を退かせることをいう。
	死亡退団者の退職報償金	退団を承認する 故（元職氏名） 遺族（続柄）何某 (職名) 何某〇年〇月〇日在職中死亡（又は公務中死亡）につき、津市非常勤消防団員に係る退職報償金報償金の支給に関する条例第2条の規定に基づき退職報償金円を給する
分限処分	免職	津市消防団条例第7条の規定により団員の意に反して免職することをいう。
	降任	津市消防団条例第7条の規定により団員の意に反して降任することをいう（団員の意に反しない降任は採用の発令形式による。）。

懲戒 処分	免職	津市消防団条例第8条の規定により免職することをいう。	津市消防団条例第8条第1項第○号の規定により免職する
	停職	津市消防団条例第8条の規定により停職することをいう。	津市消防団条例第8条第1項第○号の規定により○年○月○日まで停職を命ずる
	戒告	津市消防団条例第8条の規定により戒告することをいう。	津市消防団条例第8条第1項第○号の規定により戒告する
研修派遣		研修のため他の機関へ派遣することをいう（研修派遣期間が14日未満の場合は、人事異動通知書の交付は行わない。）。	研修のため○○○～○年○月○日まで派遣する

第1号様式（第2条関係）

津市消防団入団届

年 月 日

(宛先) 津市消防団長

ふりがな
氏名

私は、津市消防団 方面団入団に際し、次のとおり届け出ます。

入団区分 (該当に○)	1 新入団 2 再入団	1 基本団員 2 機能別団員
現住所	〒	
電話番号		
生年月日		
勤務先住所	〒	
勤務先名		
勤務先電話番号		
職業区分 (該当に○)	1 公務(国家公務員) 2 日本郵政グループ職員 3 公務(地方公務員) 4 特殊法人等 5 その他	
就業形態 (該当に○)	1 被用者 2 自営業者 3 家族従事者 4 学生 5 その他	
公職歴(団員歴含む。)		職業歴
種別	期間	種別 期間
	・・から ・・まで	
	・・から ・・まで	
	・・から ・・まで	
再入団	最終階級	
	退職報償金支給歴	年 月 日 (円)
健康状態		
運転免許	種別	取得年月日

私は、次のいずれにも該当しておりません。また、この入団届の記載事項に相違ありません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 津市消防団条例（平成18年津市条例第257号）第8条第1項の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

年　　月　　日

氏　名

印

上記の者を津市消防団　　方面団団員（機能別団員）に推薦します。

方面団長　（氏　名）　印

分団長　（氏　名）　印

第2号様式（第2条関係）

消防団員任命承認申請書

年　月　日

(宛先) 津市長

津市消防団長 (氏名) 印

次のとおり消防団員として任命いたしたいので申請します。

所 属 (方面団及び分団名)	基 本・機 能別団員 の 区 分	ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	職 業	現 住 所	任 命 し ゆ う と す る 階 級	任 命 し ゆ う と す る 年 月 日
			・ ・				・ ・
			・ ・				・ ・
			・ ・				・ ・
			・ ・				・ ・
			・ ・				・ ・
			・ ・				・ ・
			・ ・				・ ・
			・ ・				・ ・

上記のとおり消防団員の任命を承認します。

津市長 (氏名) 印

第3号様式（第2条関係）

人 事 異 動 通 知 書

(氏名)	(現階級、職名)
(異動内容)	
年 月 日	
津市消防団長 (氏名) 印	

第4号様式（第3条関係）

消防団員昇任（降任）承認申請書

年　月　日

（宛先）津市長

津市消防団長　（氏　名）印

次のとおり消防団員を昇任（降任）させたいので申請します。

所 属 (方面団及び分団名)	現階級 又は 現役職	ふりがな 氏 名	生 年 月 日	新階級 又は 新役職	昇任・降任年月日	摘要
			・ ・		・ ・	
			・ ・		・ ・	
			・ ・		・ ・	
			・ ・		・ ・	
			・ ・		・ ・	
			・ ・		・ ・	
			・ ・		・ ・	
			・ ・		・ ・	
			・ ・		・ ・	

上記のとおり消防団員の昇任（降任）を承認します。

津市長　（氏　名）印

第5号様式（第4条関係）

退 団 届

年 月 日

(宛先) 津市消防団長

津市消防団 方面団 分団
階級
氏名 (印)

この度（ ）のため退団しますので、
届け出ます。

(注) () 内には、自己都合及び病気等の退団理由を記入する。

第6号様式（第4条、第6条関係）

消防団員解任承認申請書

年　月　日

(宛先) 津市長

津市消防団長　(氏　名)　印

次のとおり消防団員を解任いたしたいので、申請します。

所 属 (方面団及び分団名)	基 本・機 能別団員 の 区 分	階 級	ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	勤 務 期 間	解任年月日	解任理由	摘要
				・ ・		・ ・		
				・ ・		・ ・		
				・ ・		・ ・		
				・ ・		・ ・		
				・ ・		・ ・		
				・ ・		・ ・		
				・ ・		・ ・		
				・ ・		・ ・		
				・ ・		・ ・		

上記のとおり消防団員の解任を承認します。

津市長　(氏　名)　印

第7号様式（第6条関係）

消防団員死亡届

年　月　日

(宛先) 津市消防団長

津市消防団　方面団　分団
階級
氏名　(印)

この度、下記の消防団員が死亡しましたので、届け出ます。

記

所属	
階級	
氏名	
住所	
生年月日	
死亡日	
勤続年数	

第8号様式（第7条関係）

消防団員再任承認申請書

年　月　日

(宛先) 津市長

津市消防団長 (氏名) 印

次のとおり消防団員を再任させたいので申請します。

所 属 (方面団及び分団 名)	現階級 又は 現役職	ふりがな 氏 名	生 年 月 日	再任する 階級 又は 役職	再任年月日	摘要
			・ ・		・ ・	
			・ ・		・ ・	
			・ ・		・ ・	
			・ ・		・ ・	
			・ ・		・ ・	
			・ ・		・ ・	
			・ ・		・ ・	
			・ ・		・ ・	

上記のとおり消防団員の再任を承認します。

津市長 (氏名) 印

第9号様式（第8条関係）

消 防 团 長 推 薦 書

(被推薦者)

住 所

氏名

生年月日 年 月 日 (歳)

上記の者は、次期津市消防団長として適任でありますので、下記津市消防団員の総意により推薦します。

年 月 日

(宛先) 津市長

代表者

津市消防団 方面団

階級

氏 名

印

記

第9号様式の2（第8条関係）

本部副團長推薦書

(被推薦者)

住 所

氏名

生年月日 年 月 日 (歳)

上記の者は、次期津市消防団本部副団長として適任でありますので、下記津市消防団員の総意により推薦します。

年 月 日

(宛先) 津市消防団長

代表者

津市消防団 方面団長

氏名

印

記

第10号様式（第10条関係）

消防団員氏名・住所等変更届出書

年　　月　　日

（宛先） 津市消防団長

津市消防団　　方面団
所　　属
階　　級
氏　　名　　印

下記のとおり（氏名・住所・勤務先等）を変更しましたので届出ます。

記

氏名	氏名（変更前）	
名	氏名（変更後）	
住所	住所（変更前）	〒 電話番号
	住所（変更後）	〒 電話番号
勤務	勤務先名 (変更前)	
	勤務先名 (変更後)	
先	勤務先住所 (変更前)	〒 電話番号
	勤務先住所 (変更後)	〒 電話番号